

多賀多目的運動場 利用料一覧表

運動場使用の期間及び時間並びに休場日

区分	使用期間	使用時間	休場日
天然芝球技場	4月下旬から10月下旬まで	午前9時から日没まで	月曜日
人工芝球技場	4月上旬から11月下旬まで	午前9時から午後9時まで	月曜日
多目的広場	4月上旬から11月下旬まで	午前9時から日没まで	-
管理棟	通年	午前9時から午後9時まで	月曜日、 12月28日から翌年1月3日まで

備考 ※休場日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日を休場日とする。

天然芝球技場 使用料

区分		使用料 (1時間当たり)
アマチュアスポーツに使用する場合	社会人	入場料を徴収しない場合 2,700円 入場料を徴収する場合 8,100円
	高校生以下	入場料を徴収しない場合 2,160円 入場料を徴収する場合 6,480円
催物に使用する	社会人	入場料を徴収しない場合 13,500円 入場料を徴収する場合 40,500円
	高校生以下	入場料を徴収しない場合 10,800円 入場料を徴収する場合 32,400円
興行又はこれに類するものに使用する場合	社会人 高校生以下	81,000円 64,800円
設備、器具等		市長が定める額

備考

- (1)「入場料」とは、入場料、会費、賛助金、寄付金その他いかなる名目にかかわらず、天然芝球技場に入場する者から使用者が徴収する金銭をいう。
 (2) 営利を目的とする催物に使用する場合は、入場料を徴収する場合の規定を適用する。

管理棟 使用料

区分		使用料 (1時間当たり)
会議室1	社会人	入場料を徴収しない場合 540円 入場料を徴収する場合 1,620円
	高校生以下	入場料を徴収しない場合 432円 入場料を徴収する場合 1,296円
会議室2	社会人	入場料を徴収しない場合 810円 入場料を徴収する場合 2,430円
	高校生以下	入場料を徴収しない場合 648円 入場料を徴収する場合 1,944円
調理室	社会人	入場料を徴収しない場合 540円 入場料を徴収する場合 1,620円
	高校生以下	入場料を徴収しない場合 432円 入場料を徴収する場合 1,296円
更衣室1,2	社会人	入場料を徴収しない場合 1,080円 ※1室当たり 入場料を徴収する場合 3,240円 ※1室当たり
	高校生以下	入場料を徴収しない場合 864円 ※1室当たり 入場料を徴収する場合 2,592円 ※1室当たり
審判員控室	社会人	入場料を徴収しない場合 540円 入場料を徴収する場合 1,620円
	高校生以下	入場料を徴収しない場合 432円 入場料を徴収する場合 1,296円
設備、器具等		市長が定める額

備考

- (1)「入場料」とは、入場料、会費、賛助金、寄付金その他いかなる名目にかかわらず、会議室等に入場する者から使用者が徴収する金銭をいう。
 (2) 営利を目的とする催物に使用する場合は、入場料を徴収する場合の規定を適用する。
 (3) 天然芝球技場をアマチュアスポーツに使用する場合(入場料を徴収しない場合に限る。)において会議室等を使用するときは入場料を徴収しない場合の規定を、天然芝球技場をアマチュアスポーツに使用する場合(入場料を徴収する場合に限る。)、催物に使用する場合又は興行若しくはこれに類するものに使用する場合において会議室等を使用するときは入場料を徴収する場合の規定を適用する。

(4) 冷暖房料は、別に実費を徴収する。

人工芝球技場 使用料

区分		使用料 (1時間当たり)
アマチュアスポーツに使用する場合	社会人	入場料を徴収しない場合 半面 1,080円 全面 2,160円
		入場料を徴収する場合 全面 6,480円
	高校生以下	入場料を徴収しない場合 半面 864円 全面 1,728円
		入場料を徴収する場合 全面 5,184円
催物に使用する	社会人	入場料を徴収しない場合 全面 10,800円 入場料を徴収する場合 全面 32,400円
		入場料を徴収する場合 全面 8,640円
	高校生以下	入場料を徴収しない場合 全面 25,920円 入場料を徴収する場合 全面 64,800円
		入場料を徴収する場合 全面 51,840円
設備、器具等		市長が定める額

備考

- (1)「入場料」とは、入場料、会費、賛助金、寄付金その他いかなる名目にかかわらず、人工芝球技場に入場する者から使用者が徴収する金銭をいう。
 (2) 営利を目的とする催物に使用する場合は、入場料を徴収する場合の規定を適用する。
 (3) 照明に係る電気料は、別に実費を徴収する

照明使用料、冷暖房料

区分	使用料
半面	600円 ※1時間あたり
全面	800円 ※1時間あたり
冷暖房料	300円 ※1時間あたり

多目的広場 使用料

区分		使用料 (1時間当たり)	
多目的広場1	アマチュアスポーツに使用する 場合	社会人 入場料を徴収しない場合 540円 入場料を徴収する場合 1,620円	
		高校生以下 入場料を徴収しない場合 432円 入場料を徴収する場合 1,296円	
	催物に使用する	社会人 入場料を徴収しない場合 2,700円 入場料を徴収する場合 8,100円	
		高校生以下 入場料を徴収しない場合 2,160円 入場料を徴収する場合 6,480円	
	興行又はこれに類するものに 使用する場合		社会人 16,200円 高校生以下 12,960円
	多目的広場2	アマチュアスポーツに使用する 場合	社会人 入場料を徴収しない場合 430円 入場料を徴収する場合 1,290円
高校生以下 入場料を徴収しない場合 344円 入場料を徴収する場合 1,032円			
催物に使用する		社会人 入場料を徴収しない場合 2,150円 入場料を徴収する場合 6,450円	
		高校生以下 入場料を徴収しない場合 1,720円 入場料を徴収する場合 5,160円	
興行又はこれに類するものに 使用する場合		社会人 12,900円 高校生以下 10,320円	
設備、器具等			市長が定める額

備考

- (1)「入場料」とは、入場料、会費、賛助金、寄付金その他いかなる名目にかかわらず、多目的広場に入場する者から使用者が徴収する金銭をいう。
 (2) 営利を目的とする催物に使用する場合は、入場料を徴収する場合の規定を適用する。

売店等を設置する場合

区分		金額
売店を設置する場合	運動場をアマチュアスポーツに使用する場合	1㎡までごとに1日 590円
自動販売機を設置する場合	運動場をその他に使用する場合	1㎡までごとに1日 1,770円 1台につき1月 3,660円

備考

- (1) 使用期間が1月に満たないときは、1月を30日とする日割計算により計算する。この場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
 (2) 電気料は、別に実費を徴収する。

設備、器具等使用料

区分		使用料
いす	入場料を徴収しない場合	1脚1日 10円
	入場料を徴収する場合	1脚1日 30円
机	入場料を徴収しない場合	1台1日 20円
	入場料を徴収する場合	1台1日 60円
得点表示装置	入場料を徴収しない場合	1台1時間当たり 100円
	入場料を徴収する場合	1台1時間当たり 300円
電光掲示板	社会人	入場料を徴収しない場合 1時間当たり 3,240円
		入場料を徴収する場合 1時間当たり 9,720円
	高校生以下	入場料を徴収しない場合 1時間当たり 1,620円 入場料を徴収する場合 1時間当たり 4,860円
放送機器	入場料を徴収しない場合	1式1日 1,250円
	入場料を徴収する場合	1式1日 3,750円
テント	入場料を徴収しない場合	1張1日 300円
	入場料を徴収する場合	1張1日 900円
電源使用	入場料を徴収しない場合	1キロワットアワー当たり 20円
	入場料を徴収する場合	1キロワットアワー当たり 60円

備考

- (1) いす及び机の使用料は、管理棟の会議室、調理室その他の室以外の施設において使用する場合に限り徴収する。